

平成25(2013)年3月13日

石巻市

独立行政法人都市再生機構

東日本大震災復興関係

石巻市の復興まちづくりの推進に向け協力関係構築 ～ 復興整備事業に係る協力協定締結 ～

3月13日、石巻市における復興まちづくりを円滑に推進するため、石巻市とUR都市機構は、復興整備事業にかかる協力協定を締結しました。

これにより、石巻市とUR都市機構は、「石巻市新門脇（しんかどのわき）地区」において復興まちづくりを協力して推進していきます。

- ・ 別添1： 協力協定書
- ・ 別添2： 石巻市新門脇地区の区域図（協定別図）
- ・ 別添3： UR都市機構による震災復興まちづくり

○お問い合わせは下記へお願いします。

石巻市 震災復興部 区画整理課

課長 木村 電話 0225 (95) 1111 (代)

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局 計画調整第2チーム

チームリーダー 関本 電話 022 (355) 4531 (代)

東日本大震災に係る石巻市復興整備事業の推進に関する協力協定書

石巻市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、石巻市における復興整備事業の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、石巻市における復興整備事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興整備事業の推進）

第2条 石巻市復興整備計画に位置付けられた次に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興整備事業（以下「事業」という。）の推進に協力するものとする。

一 石巻市新門脇地区

（復興整備事業に係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき業務を行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、本協定締結の日から平成33年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

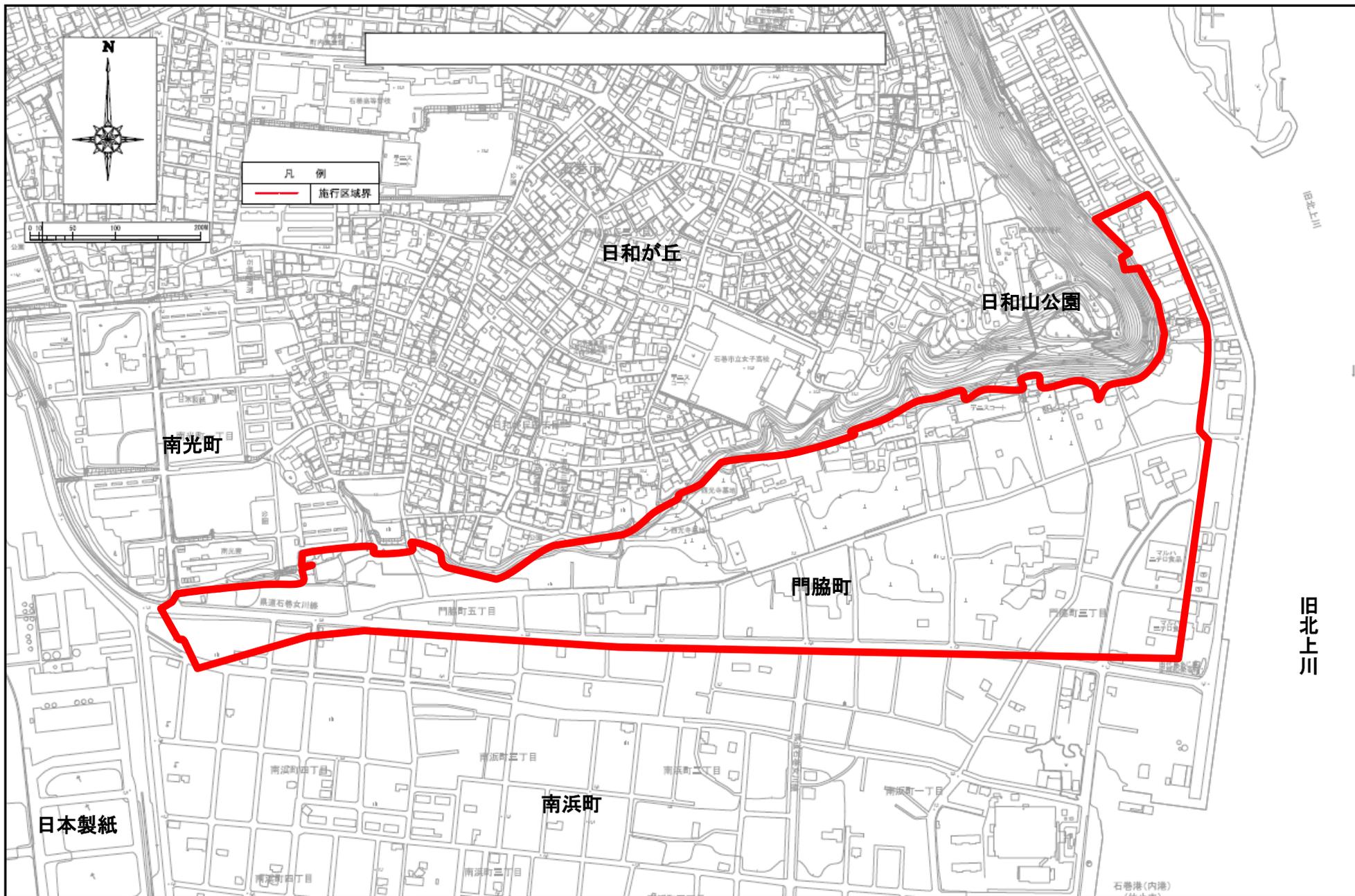
平成25年3月13日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市

石巻市長 亀山 紘

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤 二



UR都市機構による震災復興まちづくり

— 復興整備事業支援 —

■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

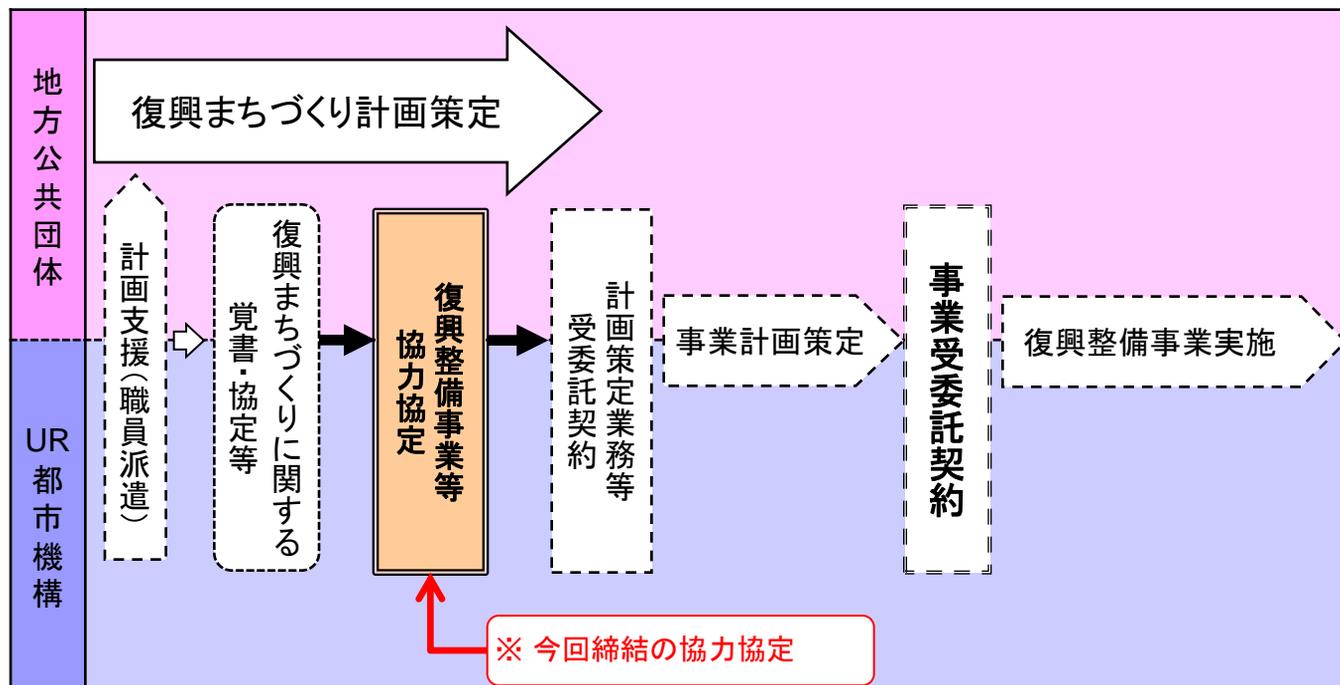
「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・津波復興拠点整備事業の受託
- ・漁港施設機能強化事業の受託
- ・漁業集落防災機能強化事業の受託

・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構

宮城・福島震災復興支援局

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1

東武仙台第1ビル 7階

Tel 022-355-4531(代) Fax 022-291-8891

街に、ルネッサンス



UR都市機構